告 示

埼玉県告示第二百九十一号

表する。 算並びに令和六年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、 埼玉県議会令和六年二月定例会において議決された令和六年度埼玉県一般会計予 次のとおり公

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

令和6年度埼玉県一般会計予算

令和6年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,119,744,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。 (債務負担行為)
- 第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。 (地方債)
- 第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4 表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金額
1 県 税		805, 200, 000
	1 県 民 税	309, 602, 000
	2 事 業 税	178, 535, 000
	3 地 方 消 費 税	145, 064, 000
	4 不動産取得税	19, 729, 000
	5 県 た ば こ 税	8, 168, 000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2, 093, 000
	7 軽 油 引 取 税	51, 628, 131
	8 自 動 車 税	90, 356, 000
	9 鉱 区 税	5, 262
	10 狩 猟 税	18, 607
	11 旧 法 に よ る 税	1,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		317, 299, 000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	317, 299, 000

(単位 千円)

款	項	金額
3 地 方 譲 与 税		139, 233, 000
	1 特別法人事業譲与税	134, 941, 000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3, 142, 000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	96, 000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	923, 000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	131,000
4 地 方 特 例 交 付 金		25, 064, 000
	1 地 方 特 例 交 付 金	25, 064, 000
5 地 方 交 付 税		268, 225, 000
	1 地 方 交 付 税	268, 225, 000
6 交通安全対策特別交付金		1, 332, 000
	1 交通安全対策特別交付金	1, 332, 000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2, 515, 939
	1 分 担 金	180, 298
	2 負 担 金	2, 335, 641

(単位 千円)

款	項	金額
8 使 用 料 及 び 手 数 料		26, 816, 783
	1 使 用 料	15, 425, 102
	2 手 数 料	11, 391, 681
9 国 庫 支 出 金		166, 077, 793
	1 国 庫 負 担 金	115, 547, 160
	2 国 庫 補 助 金	47, 281, 870
	3 委 託 金	3, 248, 763
10 財 産 収 入		8, 372, 755
	1 財産運用収入	6, 427, 267
	2 財 産 売 払 収 入	1, 945, 488
11 寄 附 金		120, 984
	1 寄 附 金	120, 984
12 繰 入 金		148, 384, 575
	1 特 別 会 計 繰 入 金	606, 845
	2 基 金 繰 入 金	147, 777, 730
13 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000

(単位 千円)

	款		項	金額
14 諸	収	入		30, 373, 171
			1 延滞金、加算金及び過料等	1, 893, 876
			2 預 金 利 子	4, 500
			3 貸 付 金 元 利 収 入	1, 401, 325
			4 受 託 事 業 収 入	2, 120, 842
			5 収 益 事 業 収 入	13, 826, 729
			6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,000
			7 雑 入	11, 124, 899
15 県		債		180, 229, 000
			1 県 債	180, 229, 000
歳		入	合 計	2, 119, 744, 000

歳 出

	款			J	項			金	額
1 議	会	費							3, 197, 311
			1 議		会		費		3, 197, 311
2 総	務	費							107, 568, 869
			1 総	務	管	理	費		32, 679, 580
			2 企		画		費		10, 844, 462
			3 県		民		費		8, 786, 642
			4 環		境		費		9, 960, 699
			5 徴		税		費		29, 651, 301
			6 市	町	村 振	興	費		4, 766, 220
			7 選		挙		費		65, 977
			8 防		災		費		9, 320, 743
			9 統	計	調	查	費		906, 741
			10 人	事	委 員	会	費		291, 576
			11 監	査	委	員	費		294, 928
3 民	生	費							441, 619, 785
			1 社	会	福	祉	費		316, 096, 971

(単位 千円)

款	項	金額
	2 児 童 福 祉 費	113, 525, 032
	3 生 活 保 護 費	11, 919, 689
	4 災 害 救 助 費	78, 093
4 衛 生 費		75, 912, 764
	1 公 衆 衛 生 費	35, 098, 422
	2 環 境 衛 生 費	6, 897, 493
	3 保 健 所 費	4, 205, 156
	4 医 薬 費	12, 335, 587
	5 公 営 企 業 支 出 金	2, 097, 950
	6 地方独立行政法人支出金	15, 278, 156
5 労 働 費		5, 399, 009
	1 労 政 費	1, 777, 922
	2 職 業 訓 練 費	3, 465, 889
	3 労働委員会費	155, 198
6 農 林 水 産 業 費		24, 964, 581
	1 農 業 費	7, 974, 712
	2 蚕糸特産及び水産業費	513, 069

(単位 千円)

	款				項			金	額
			3 章	畜 産	:	業	費		2, 188, 518
			4 柞	木	業		費		5, 450, 043
			5 鳥	支	地		費		8, 838, 239
7 商	工	費							19, 584, 248
			1 7	第 工		業	費		19, 015, 384
			2 種	見	光		費		568, 864
8 土	木	費							128, 604, 557
			1 =	上. 木	管	理	費		11, 159, 361
			2 j	鱼 路 橋	· 9	ょう	費		55, 928, 940
			3 <i>i</i> i	ī	Щ		費		37, 512, 234
			4	市	計	画	費		23, 669, 083
			5 f	È	宅		費		334, 939
9 警	察	費							157, 775, 692
			1 #	 察	管	理	費		145, 030, 921
			2 誓	拿 察	活	動	費		12, 744, 771
10 教	育	費							506, 757, 586

(単位 千円)

款	項	金額
	1 教 育 総 務 費	57, 325, 929
	2 小 学 校 費	148, 189, 530
	3 中 学 校 費	84, 442, 402
	4 高 等 学 校 費	100, 397, 682
	5 特 別 支 援 学 校 費	48, 850, 012
	6 大 学 費	2, 618, 453
	7 私 立 学 校 費	59, 084, 443
	8 社 会 教 育 費	4, 503, 336
	9 保 健 体 育 費	1, 345, 799
11 災 害 復 旧 費		2, 329, 415
	1 農林水産施設災害復旧費	114,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2, 215, 415
12 公 債 費		283, 564, 349
	1 公 債 費	283, 564, 349
13 諸 支 出 金		360, 465, 834
	1 公 営 企 業 支 出 金	20, 523, 834
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	135, 768, 000

(単位 千円)

款	項	金
	3 所 得 割 交 付 金	363,000
	4 利 子 割 交 付 金	433,000
	5配当割交付金	7, 411, 000
	6 株式等譲渡所得割交付金	8, 202, 000
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	13, 115, 000
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	162, 524, 000
	9 ゴルフ場利用税交付金	1, 602, 000
	10 自動車取得税交付金	1,000
	11 軽 油 引 取 税 交 付 金	6, 855, 000
	12 環 境 性 能 割 交 付 金	3, 667, 000
	13 利 子 割 精 算 金	1,000
14 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歳 出	合 計	2, 119, 744, 000

款	項	事 業 名	総額	年 度	年 割 額	
2 総 務 費	3 県 民 費	武道館施設整備事業費	933, 709	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	746, 966 186, 743	
2 秘 伤 負	8 防 災 費	地上系防災行政無線施設再整備事 業費	1,740,600			
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	食肉衛生検査センター建替事業費	1, 602, 248	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	535, 999 1, 066, 249	
6 農林水産業費	3 畜 産 業 費	家畜保健衛生所機能強化事業費	2, 703, 648	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	987, 448 1, 716, 200	
7 商 工 費	1 商 工 業 費	SAITAMAロボティクスセン ター(仮称)整備事業費	8, 348, 654	令和6年度令和7年度令和8年度	728, 134 2, 724, 898 4, 895, 622	
8 土 木 費	4都市計画費	さいたまスーパーアリーナ受変電設 備更新費	2, 721, 174	令和6年度令和7年度令和8年度	42 815, 842 1, 905, 290	

(単位 千円)

	款		項	事	業	名	総	額	年	度	年	割	額
9 警 察 費	費	1 擎 窓 管 理 費	(仮称)川口北警察署庁舎建設費 1 警 察 管 理 費				635, 411	令和6 令和7 令和8	年 度	3		, 042 , 929 , 440	
			草加警察署設備改修費			4	495, 632	令 和 6 令 和 7				, 816 , 816	
	10 教 育 費 1 教		県立学校解(工分)	体事業費(令	令和6年度着	1,	144, 000	令 和 6 令 和 7				, 336 , 664	
10 教		費	1教育総務費	県立高等学村 費(令和6 ⁴		它調設備設置	:	312, 893	令 和 6 令 和 7				, 783 , 110
			教育関係庁会 年度着工分)		多費(令和 6	1, 2	266, 275	令 和 6 令 和 7				, 962 , 313	

事	項	期	間	限	度	額
地方債証券の共同発行によって生ずる連 6年度発行分)	帯債務(令和		年度から年度まで		こよる共同発行の総額	
私立学校振興資金融資貸付金利子補助(資分)	令和6年度融		年 度 か ら 年 度 ま で			35, 090
私立学校振興資金融資損失補償(令和6	年度融資分)	令和 6	年度以降		元本及び最終弁済期到 こついて、当該貸付 る額	
税務業務文書管理システム構築及び運用	事業		年度から年度まで			1, 173, 166
税務業務テレワークシステム構築及び運	用事業		年度から年度まで			571, 039

事	項	期	間	限	度	 額
税務システム構築及び運用事業			年度から年度まで			3, 021, 194
電子入札共同システム構築事業		令 和	7 年 度			330, 669
屋内50m水泳場整備運営モニ	タリング支援業務		年度から年度まで			34, 030
スポーツ科学拠点施設整備事業			年度から年度まで			14, 987, 970
災害オペレーション支援システ	ム構築事業	令 和	7 年 度			51, 425
渋沢栄一起業家サロン(仮称)追	運営事業		年度から年度まで			551, 266

		_				(単位 千円)
事	項	期	間	限	度	額
小規模事業資金損失補償(平 6年度損失補償対象期間延長分			年度から年度まで	信用保証協会がて生じた代位弁	正事業資金の融資額の この債務の保証を行 済額の元金から中小 より支払を受けた係 る額	デったことによっ 小企業信用保険法
小規模事業資金損失補償(平原 6年度損失補償対象期間延長分			年度から年度まで	額の範囲内で埼 を行ったことに 中小企業信用保	事業資金(借換えを 玉県信用保証協会か よって生じた代位弁 強法第5条の規定に 控除した額に相当す	ごこの債務の保証 学済額の元金から こより支払を受け
小規模事業資金損失補償(平 6年度損失補償対象期間延長分			年度から年度まで	額の範囲内で埼 を行ったことに 中小企業信用保	事業資金(借換えを 玉県信用保証協会が よって生じた代位弁 政法第5条の規定に 控除した額の5分の	ごこの債務の保証 学済額の元金から こより支払を受け

事項	期	間	限	度	額
小規模事業資金損失補償(令和6年度保証分)		年 度 か ら 年 度 ま で	額の範囲内で埼 を行ったことに 中小企業信用保	事業資金(借換える 玉県信用保証協会な よって生じた代位す 険法第5条の規定に 控除した額の20分	がこの債務の保証 弁済額の元金から こより支払を受け
起業家育成資金損失補償(平成21年度保証分・令和6年度損失補償対象期間延長分)		年 度 か ら 年 度 ま で	資額の範囲内で 証を行ったこと ら中小企業信用	育成資金のうち新 埼玉県信用保証協会 によって生じた代位 保険法第5条の規定 を控除した額の5分	会がこの債務の保 立弁済額の元金か Eにより支払を受
起業家育成資金損失補償(令和6年度保証分)		年 度 か ら 年 度 ま で	信用保証協会が て生じた代位弁 第5条の規定に した額の、創業制 条第4項各号に 創業者である中 し債務の保証を	育成資金の融資額のこの債務の保証を行済額の元金から中央より支払を受けた保関連保証(産業競争を掲げる要件のいず小企業者に係るものを行った場合は2	テったことによっ ト企業信用保険法 保険金の額を控除 力強化法第129 れにも該当する を除く。)を利用 0分の3(ただ

						(単位 千円)
事	項	期	間	限	度	額
				営者保証を不要	とした中小企業者に	こ係るものは40
				分の3)、創業関	関連保証(産業競争	力強化法第129
				条第4項各号に	こ掲げる要件のい	ずれにも該当す
				る創業者である	中小企業者に係るも	っのに限る。)を
				利用し債務の保	証を行った場合はこ	0分の1に相当
				する額		
				県が行う経営安気	定資金のうち金融円	滑化貸付(中小企
			業信用保険法第	2条第5項第6号の	対規定に係る貸付	
経営安定資金損失補償(平成	1 0 年度伊訂八、今和		年 産 み、こ	に限る。)の融資	脊額の範囲内で埼玉 県	県信用保証協会が
	19年及休祉分•万和		この債務の保証	を行ったことによっ	って生じた代位弁	
6年度損失補償対象期間延長分)		7 和 1 4	年度まで	済額の元金から	中小企業信用保険活	よ第5条の規定に
				より支払を受ける	た保険金の額を控隊	余した額の5分の
				1に相当する額		
				県が行う経営安治	定資金のうち大臣打	旨定等貸付(特定
				業種関連に係る	貸付に限る。)の層	独資額の範囲内で
経営安定資金損失補償(平成	2 4 年度保証分・令和	令和 6	年度から	埼玉県信用保証	協会がこの債務の係	保証を行ったこと
6年度損失補償対象期間延長分)		令和14	年度まで	によって生じた	代位弁済額の元金な	いら中小企業信用
				保険法第13条	の規定により支払を	ど受けた保険金の
				額を控除した額の	の20分の3に相当	する額

事	項	期	間	限	度	額
経営安定資金損失補償(令利	口6年度保証分)		年度度かま	企業付に保険。の額ののでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	定業を関連を表する。 定義関連を関連を受ける。 で、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きないので、大きないでは、ままないで、大きないでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	円滑化関連 () () () () () () () () () (

Ţ						(単位 1円)
事	項	期	間	限	度	額
経営支援特別融資損失補償(平 和6年度損失補償対象期間延長			年度から年度まで	営支援緊急融資ので埼玉県信用保証とによって生じた網に基づく負担会ら金融機関負担書信用保険法第5章の額(責任共有には、保険金の額をした額の2分の1急融資の借換えば、要綱に基づく負担を	爰特別融資(経営支払の借換えを含む。)の 証協会がこの債務の 正依分許額の元金 と代位弁済額の元金 を方式の場合は、代付 別合相当額を除いた 外の規定により支払 制度要綱に基づく負 と部分保証方式に換さ 1に相当する額。たこ こあっては保険金の 担金方式の場合は、保 した額)を控除した	の融資額の範囲内 の保証を行ったこ (責任共有制度要 立弁済額の元金か 額)からけた保険金 を受けた式の場合 算した額)を控除 だし、経営支援緊 額(責任共有制度 保険金の額を部分

事	 項	期	間	限		<u>(単位 十円)</u> 額
ザ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	栁	l±1	PIX	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
企業再生資金損失補償(平成16 6年度損失補償対象期間延長分)	年度保証分・令和		年度から年度まで	用保証協会がこの 生じた代位弁済 5条の規定によ た額の2分の1	生資金の融資額の銀の債務の保証を行っての最終の保証を行っています。 額の元金から中小の り支払を受けた保証 又は第13条の規定 を控除した額の10	ったことによって 企業信用保険法第 検金の額を控除し Eにより支払を受
企業パワーアップ資金損失補償(平) 令和6年度損失補償対象期間延長分			年度から年度まで	埼玉県信用保証は によって生じた付 に基づく負担金力 金融機関負担割合 用保険法第5条 けた保険金の額(式の場合は、保証 額)を控除した額 行った場合は24 の保証を行った場	ワーアップ資金の 協会がこの債務の信 代位弁済額の元金(方式の場合は、代位 合相当額を除いた額 又は第13条の規算 (責任共有制度要綱 領金の額を部分保 額の、普通保険を利 4分の19、無担保 場合は32分の25 頂第1号から第6号	保証を行ったこと 責任共有制度要綱 弁済額の元金から 前から中小企業信 定より支払を受 に基づく負担金方 正方式に換算した 用し債務の保証を 保険を利用し債務 、中小企業信用保

事項	期	間	限	度	額
事	期	間	る貸付にあっては 定に係る貸付にる 県が行う企業パ 埼玉県信用保証 によって生じた何 に基づく負担金 金融機関負担割得	度は10分の1、第7号 あっては32分の2 ワーアップ資金の配 協会がこの債務の保 代位弁済額の元金(5 方式の場合は、代位 合相当額を除いた額 、第13条又は第1	房及び第8号の規 5に相当する額 強資額の範囲内で R証を行ったこと 責任共有制度要綱 弁済額の元金から (1)から中小企業信
企業パワーアップ資金損失補償(令和6年度保証分)	令和6年,		負担金方式の場合 算した額)を控修 保証を行った場合 し債務の保証を行 関連保証を利用 業信用保険法第 6号の規定に係 号、第7号及び 32分の25、	険金の額(責任共有的 合は、保険金の額を 余した額の、普通保 合は24分の19、 行った場合は32分 し債務の保証を行っ 2条第5項第1号が る貸付にあっては 第8号の規定に係る 危機関連保証を利用 分の1に相当する額	部分保証方式に換 策を利用し債務の 無担保保険を利用 の25、経営安定 った場合は中小企 いら第4号及び第 10分の1、第5 3貸付にあっては 目し債務の保証を

事	項	期	間	限	度	額
事業資金損失補償(平成19年度 失補償対象期間延長分)	保証分・令和6年度損		年度からで	を含む。)の融がこの債務の保育額の元金(式の場合は、代合相当額を除い条の規定により額の10分の1度の導入後にあを行った場合はづく負担金方式、式に換算した額	金のうち中小企業応資額の範囲内で埼玉責任共有制のたこと綱に大力を関係を担け、一大のでは、一大のでは、一大の場合は、一大のは、一大のは、一大のは、一大のは、一大のは、一大のは、一大のは、一大の	県信用保証協会 って生じた代位 基づく負担金方 金融機関負担割 信用保険法第5 の額を控除した し、責任共有制 用し債務の保証 有制度要綱に基 額を部分保証方 2分の7、無担

事	項	期	間	限	度	額
借換資金損失補償(令和6年度	保証分)		年度まかで	証協会が済場は 1 を 1 を 2 を 2 を 3 を 4 を 4 を 4 を 5 を 4 を 5 を 6 を 7 を 7 を 7 を 7 を 8 を 8 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9	金の融資額の範囲でいる。 一次 はいた	ことにというにというでは、ことには、ことには、ことには、ことには、ことには、ことには、ことには、ことに

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
要件緩和型経営安定資金損失 分·令和6年度損失補償対象			年度から年度まで	で埼玉県信用保証とによって生じた要綱に基づく負担金から金融機関が小企業信用保険に保険金の額(責任の場合は、保険金の場合は、	和型経営安定資金の 証協会がこの債務の た代位弁済額の元金 担金方式の場合は、 負担割合相当額を防 法第5条の規定によ 任共有制度要綱に基 金の額を部分保証方 2分の1に相当する	○保証を行ったこ ②(責任共有制度 代位弁済額の元 余いた額)から中 こり支払を受けた 基づく負担金方式 式に換算した額)
要件緩和型経営安定資金損分)	失補償(令和6年度保証		年度から年度まで	同		上

事項	期	間	限	度	額
緊急借換資金損失補償(平成21年度保証分6年度損失補償対象期間延長分)		年度から年度まで	用保証協会がこ生じた代位弁済の機関負担金方合相保険法第5条の機関負担割5条のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	換資金の融資額の輸資額の保証を行っては16分の保証を行っては16分の保証を行っては16分の保証を行った。 (位	たことによって 可制度の企業の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

事	項	期	間	限	度	額
				県が行う伴走支	援型経営改善資金0	の融資額の範囲内
				で埼玉県信用保	証協会がこの債務の)保証を行ったこ
				とによって生じ	た代位弁済額の元金	(責任共有制度要
				綱に基づく負担な	金方式の場合は、代信	立弁済額の元金か
				ら金融機関負担領	割合相当額を除いた	額) から中小企業
				信用保険法第5	条又は第13条の規	見定により支払を
				受けた保険金の額	額(責任共有制度要約	岡に基づく負担金
				方式の場合は、係	保険金の額を部分保 記	正方式に換算した
				額)を控除した額	類の、普通保険を利用	用し債務の保証を
N/ + + 核型物及光花类物 / 44 + 44 熔 / 6-1	600万亩四氢7/\\	令和 6	年度から	行った場合は1	2分の1(ただし、〕	責任共有制度要綱
伴走支援型経営改善資金損失補償(令者	四 6 年及休祉分)	令和244	年度まで	に基づく対象除の	外となる保証を借り	換える場合 (県制
				度融資の既往借	入金の範囲内の額を	と借り換える場合
				に限る。)は18	5分の1)、無担保値	保険を利用し債務
				の保証を行った。	場合は8分の1(た	だし、責任共有制
				度要綱に基づく	対象除外となる保証	Eを借り換える場
				合(県制度融資の	の既往借入金の範囲に	内の額を借り換え
				る場合に限る。)	は10分の1)、約	圣営安定関連保証
				を利用し債務の	保証を行った場合に	は中小企業信用保
				険法第2条第5	項第4号の規定に係	系る貸付にあって
				 は10分の1、第	95号の規定に係る負	貸付にあっては8

事	項	期	間	限	度	額
				となる保証を借	. 責任共有制度要綱 り換える場合 (県制 を借り換える場合に る額	度融資の既往借入
中小企業者制度融資貸付事業利子補 分)	前助(令和6年度融資		年度から年度まで			4, 733, 375
勤労者支援資金損失補償(令和6年	E度保証分)		年 度 か ら 年 度 ま で	働者信用基金協 よって生じた代	支援資金の融資額の会がこの債務の保証 会がこの債務の保証 位弁済額のうち、チ 再就職支援に係る資 分の50の額	証を行ったことに ャレンジ応援資金
離職者等委託訓練事業(令和6年度	E契約分)		年度から年度まで			1, 021, 637
農地利用集積事業資金損失補償(台	介和6年度融資分)		年 度 か ら 年 度 ま で	た資金のうち回	が農地利用集積事業収されない元本及び 3月を経過しても償	利子について、最

事	項	期	間	限	度	額
農業近代化資金等利子補助(令	和6年度融資分)		年度から年度まで			88, 944
農業災害復旧経営資金損失補償	(令和6年度融資分)		年 度 か ら 年 度 ま で	されない元本及 した場合の当該 する額。ただし、	が融資した農業災害 び利子について、市 補償に要した経費の 、当該経費が融資額の 超えるときは、当該	5町村が損失補償 02分の1に相当 0100分の50
かんがい排水事業		令 和	7 年 度			394, 000
農地防災事業		令 和	7 年 度			160, 000

事項	期	Ī	1	限	度	額
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金 和6年度取得分)		7 年度7 16年度3				1, 344, 467
埼玉県土地開発公社借入金債務保証(令和6年度分)	借入 令和	6 年度↓	以 降	た資金のうちる 期到来後3月を 借入先金融機関	経公社がその業務を その元本及び利子に と経過しても償還でき 関に預金保険法及び 定める保険事故が生 還できない額	ついて、最終弁済 ない額。ただし、 豊水産業協同組合
道路環境整備	令 君	和 7 年	度			155, 000
道路改築	令 看	和 7 年	度			20, 000
橋りょう修繕	令 君	和 7 年	度			4, 008, 000

事	項	期	間	限	度	額
橋りょう架換		令 和	7 年 度			132, 000
排水機場等維持修繕		令 和	7 年 度			274, 000
河川維持修繕			年 度 か ら 年 度 ま で			277, 000
河川改修		令 和	7 年 度			957, 760
社会資本整備総合交付金(河川)事業	令 和	7 年 度			520, 000
河川改修事業			年 度 か ら 年 度 ま で			1, 977, 000

事	 項	期		限	度	
河川施設震災対策			7 年 度			109, 000
砂防施設		令 和	7 年 度			10, 000
社会資本整備総合交付金(砂防)	事業	令 和	7 年 度			130, 000
砂防施設事業		令 和	7 年 度			260, 000
街路改良事業		令 和	7 年 度			440, 000

事項	期間	限	 額
社会資本整備総合交付金(街路)事業	令 和 7 年	度	180, 000
建築・住宅行政システム構築事業	令 和 7 年	度	460, 057
公園等建設	令 和 7 年	度	120, 000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金(令和6年度建設分)	令和 7 年度か		960, 769
警察文書管理システム構築事業	令和7年度か令和8年度ま		271, 831

事項		期	間	限	度	額
学力・学習状況調査実施事業(令和6年度契約分)		令 和	7 年 度			139, 468
県立学校間ネットワークシステム構築及び運用事	業		年度から年度まで			6, 892, 659

<u></u>							
起 債 の 目 的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
電動車整備事業	27, 000	普通貸借又は証 地方公共団体と 含む。)。ただし 額面金額を下回 の発行価格差減 め必要な金額を した金額とするこ	の共同発行を、発行価格がるときは、そ額をうめるた限度額に加算	利率見直 り入れる て、利率 行ったぞ	。ただし、 し方式で借 資金につい の見直しい と に し し し し る の し る の り る の り る の り る の り る り る り る り る り	件により、針 その債権者と による。たた により据置其	いてはその融通条 限行その他の場合は 協定した融通条件 ごし、県財政の都合 間を短縮し、若し 関又は低利に借り換 きる。
県有施設整備事業	12, 343, 000	同	上	同	上	同	上
試験研究機関等設備整備事業	98, 000	同	上	同	上	同	上
緑の森博物館用地購入事業	30, 000	同	上	司	上	同	上
身近な緑公有地化事業	70, 000	同	上	同	上	同	Ł
広域廃棄物埋立処分場整備事業	116, 000	同	上	同	上	同	Ŀ
防災行政無線高度化推進事業	3, 234, 000	同	上	同	上	同	上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債	の方法	利	率	償 還	の方法
消防学校施設整備事業	72, 000	地方公共団体 含む。)。ただ 額面金額を下 の発行価格差 め必要な金額	証券発行(他の との共同発行価格が し、発行価格が 回るときかめる 減額度額に加る を限とができる。	利率見直 り入れる て、利率 行った後	。ただし、 しかででででいる。 ただでででいる。 を見いででいる。 見いでのできる。	件により、針その債権者と による。たた により据置其	ついてはその融通条 限行その他の場合は と協定した融通条件 どし、県財政の都合 期間を短縮し、若し 還又は低利に借り換
防災ヘリコプター整備事業	2, 830, 000	同	上	同	上	同	上
心身障害児(者)援護施設等整備事業	512, 000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備事業	2, 969, 000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	498, 000	司	上	同	上	同	上
児童相談所整備事業	1, 701, 000	同	上	同	十	同	上
保健所等電動車整備事業	5, 000	同	上	同	上	同	上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の	の方法	利	率	償 還	の方法
旧小児医療センター蓮田職員公舎 解体事業	372, 000	地方公共団体。 含む。)。ただ 額面金額を下回 の発行価格差別 め必要な金額を	正券発行(他の との共同発行を し、発行価格が 回るときは、そ 或額をうめるた を限度額に加算 ことができる。	利率見直 り入れる て、利率 行った を	。ただし、 し方式で借 資金につい の見直しいを とに し後 に こし後 で ここ で ここ	件により、 その債権者 による。たた により据置!	ついてはその融通条銀行その他の場合はと協定した融通条件だし、県財政の都合期間を短縮し、若し還又は低利に借り換ぎきる。
県民健康福祉村改修事業	76, 000	同	上	同	上	同	上
衛生研究所施設整備事業	18, 000	同	上	同	上	同	上
食肉衛生検査センター施設整備事業	535, 000	同	十	同	十	同	土
高等技術専門校施設整備事業	21,000	同	十	同	上	同	土
農林振興センター等電動車整備事業	8,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校施設整備事業	231, 000	同	上	同	上	同	上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
農業技術研究センター施設整備事業	190, 000	普通貸借又は証 地方公共団体と 含む。)。ただし 額面金額を下回 の発行価格差減 め必要な金額を した金額とするこ	の共同発行を 、発行価格が るときは、そ 額をうめるた 限度額に加算	利率見直 り入れる て、利率 行った後	。ただし、 た式でで の見な を を し し し し し る る る る る る る る る る る る る	件により、銀 その債権者と による。たた により据置期	いてはその融通条具行その他の場合は協定した融通条件でし、県財政の都合団間を短縮し、若しな又は低利に借り換きる。
水産研究所施設整備事業	118, 000	同	上	同	上	同	上
茶業研究所施設整備事業	5, 000	同	上	同	上	同	上
家畜保健衛生所施設整備事業	960, 000	同	上	同	上	同	上
造林事業	65, 000	同	上	司	上	同	上
県民の森整備事業	5, 000	同	上	同	上	同	上
森林科学館整備事業	8,000	同	上	同	上	同	Ŀ

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の) 方 法	利	率	償 還	の方法
越生ふれあいの里山整備事業	2, 000	普通貸借又は記地方公共団体と含む。)。ただし額面金額を下回の発行価格差額め必要な金額とした金額とする	この共同発行を 、発行価格が るときは、そ	利率見直 り入れる て、利率 行った後	。ただし、 し方式では の見を を と 直 し し し し し る と る と る し る と し る と し る し る	件により、針 その債権者と による。たた により据置期	ついてはその融通条 限行その他の場合は と協定した融通条件 ごし、県財政の都合 期間を短縮し、若し 選又は低利に借り換 きる。
県単独林道事業	256, 000	同	上	同	上	同	上
林道事業	297, 000	同	上	同	上	同	上
県単独治山事業	457, 000	同	上	同	上	同	上
治山事業	118, 000	同	上	同	上	同	上
農業基盤整備事業	1, 159, 000	同	上	同	上	同	Ł
県単独農業基盤整備事業	558, 000	同	上	同	上	同	上

(単位 千円)

						(-)	
起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
直轄事業(土地改良)負担金	228, 000	普通貸借又は記地方公共団体と含む。)。たでし額面金額を下回の発行価格金額をめ必要な金額とした金額とする	: の共同発行を 、発行価格が るときは、そ 対額をうめるた : 限度額に加算	利率見直 り入れる て、利率 行った後	。ただし、 し方ではでは の見がでいる。 とででいる。 ものでである。	件により、銀 その債権者と による。ただ により据置期	いてはその融通条行その他の場合は協定した融通条件し、県財政の都合間を短縮し、若しては低利に借り換きる。
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	193, 000	同	上	同	上	同	上
東部地域振興ふれあい拠点施設 整備事業	30, 000	同	上	同	上	同	上
SAITAMAロボティクス センター(仮称)整備事業	645, 000	同	十	同	上	同	上
産業技術総合センター施設整備事業	631, 000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	30, 804, 000	同	十	同	上	同	上
道路事業	4, 655, 000	同	上	同	上	同	上

(単位 千円)

-						(早	
起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
電線地中化(道路)整備事業	241, 000	普通貸借又は証券 地方公共団体との 含む。)。ただし、 額面金額を下回る の発行価格差減額 め必要な金額を限 した金額とするこ	共同発行を 発行価格が ときは、そ 員をうめるた と度額に加算	り入れる て、利率 行った後	し方式で借 資金につい の見直しを において 見直し後の	件により、銀 その債権者と による。ただ により据置期	いてはその融通条行その他の場合は協定した融通条件し、県財政の都合間を短縮し、若し又は低利に借り換まる。
直轄事業負担金	11, 178, 000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	20, 308, 000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	1, 686, 000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	150, 000	同	上	同	上	同	上
河川事業	2, 301, 000	司	上	同	上	同	上
砂防事業	477, 000	同	上	司	上	同	上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
都市環境整備事業	1, 180, 000	普通貸借又は証 地方公共団体と 含む。)。ただし 額面金額を下回 の発行価格差減 め必要な金額を した金額とするこ	の共同発行を、発行価格がるときは、そ額をうめるた限度額に加算	利率見直 り入れる て、利率 行った後	。ただし、 し方金に の見お でしま と で し で し で で で で で で で で で で で で し で し	件により、銀 その債権者と による。たた により据置期	いてはその融通条 見行その他の場合は :協定した融通条件 ごし、県財政の都合 目間を短縮し、若し 選又は低利に借り換 きる。
街路事業	2, 081, 000	同	上	同	上	司	上
県単独街路事業	2, 547, 000	同	上	同	上	同	上
県単独公園事業	3, 830, 000	司	上	同	十	同	上
公園事業	875, 000	同	上	同	上	同	上
警察署等電動車整備事業	3, 000	同	上	司	上	同	上
警察署庁舎建設事業	5, 663, 000	同	上	同	上	同	上

(単位 千円)

						`	長 広 1 1 1
起 債 の 目 的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
交通安全施設整備事業	3, 218, 000	普通貸借又は証 地方公共団体と 含む。)。ただし 額面金額を下回 の発行価格差減 め必要な金額を した金額とする。	の共同発行を 、発行価格が るときは、そ 額をうめるた 限度額に加算	り入れるう て、利率 ⁽ 行った後	し方式で借 資金につい の見直しを において 見直し後の	件により、銀 その債権者と による。たた により据置期	いてはその融通条 是行その他の場合は 協定した融通条件 でし、県財政の都合 目間を短縮し、若し 屋又は低利に借り換 きる。
県立学校等電動車整備事業	3,000	同	Ł	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	12, 568, 000	同	上	司	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	3, 528, 000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設等整備事業	563, 000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	408, 000	同	Ŀ	司	上	司	上
史跡整備事業	5, 000	同	上	同	T	同	上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償	還の	方 法
農林施設災害復旧事業	21, 000	普通貸借又は証拠地方公共団体との含む。)。ただし、額面金額を下回の発行価格差減額め必要な金額をした金額とするこ	の共同発行を 、発行価格が るときは、そ 額をうめるた 限度額に加算	利率見直 り入れる て、利率 行った後	。ただし、 し方で借 資金直しい の見おいを にはしる にもしる。	件により その債権 による。 により据	、銀行その者と協定しただし、り ただし、り 置期間を知 償還又は何	はその場合は の場合は した融通条件 見がし、 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
土木施設災害復旧事業	827, 000	同	上	同	上	同		上
都市施設災害復旧事業	53, 000	同	上	同	上	同		上
水道用水供給事業出資金	10, 518, 000	同	上	司	Ŀ	同		上
臨時財政対策債	28, 847, 000	同	上	同	上	同		上

令和6年度埼玉県公債費特別会計予算

令和6年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ536,977,690千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

	款					項	į				金	額
1 繰	入	金										351, 008, 690
			1 -	_	般	会	計	繰	入	金		194, 753, 714
			2	特	別	会	計	繰	入	金		1, 672, 976
			3	基	4	È	繰	Ī	\	金		154, 582, 000

(単位 千円)

	款			項		金	額
2 県		債					185, 969, 000
			1 県		債		185, 969, 000
	歳	入	合	計			536, 977, 690

	款			項		金	額
1 公	債	費					536, 977, 690
			1 公	債	費		536, 977, 690
	歳	出	合	計			536, 977, 690

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
			10%以内。ただし、利	政府資金についてはその融通条
			率見直し方式で借り入れ	件により、銀行その他の場合は
一 般 会 計		普通貸借又は証券発行	る資金について、利率の	その債権者と協定した融通条件
平成26年度及び令和元年度	183, 932, 000	(他の地方公共団体との	見直しを行った後におい	による。ただし、県財政の都合
発 行 県 債 償 還 金		共同発行を含む。)		により据置期間を短縮し、若し
			ては、当該見直し後の利	くは繰上償還又は低利に借り換
			率とする。	えることができる。
県営住宅事業特別会計	1, 637, 000	普通貸借又は証券発行	同上	同 上
平成26年度発行県債償還金			1.1	114
流域下水道事業会計	400, 000	 同 上	同上	同上
平成26年度発行県債償還金	100, 000	1	T T	15 T

令和6年度埼玉県証紙特別会計予算

令和6年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ429,560千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款					項				額
1 証	紙	収	入							60
				1 🗂	E	紙	収	入		60
2 繰	į	<u>或</u>	金							429, 500
				1 糸	ę.	趋	<u>‡</u>	金		429, 500
	歳		入	É	ì		計			429, 560

	款				項		金	額
1 繰	出	金						2, 060
			1 -	般	会 計 繰	出 金		2,060
2 返	還	金						427, 500
			1 返		還	金		427, 500
	歳	出	合		計			429, 560

令和6年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

令和6年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,495,753千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款			項		金	額
1 財	産収	入					14, 363
			1 財	産 運 用	収 入		14, 363
2 繰	入	金					7, 500, 000
			1 基	金繰	入 金		7, 500, 000
3 繰	越	金					1
			1 繰	越	金		1
4 諸	収	入					5, 981, 389

(単位 千円)

款		項	金	額
	1 貸 付	金 元 利 収 入		5, 981, 389
歳	合	計		13, 495, 753

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13, 495, 753
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13, 495, 753
歳 出	合 計	13, 495, 753

令和6年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

令和6年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ791,805千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国 庫 支 出 金		372, 722
	1 国 庫 負 担 金	372, 722
2 財 産 収 入		9, 856
	1 財 産 運 用 収 入	9, 856
3 繰 入 金		409, 225
	1 一般会計繰入金	36, 503
	2 基 金 繰 入 金	372, 722

(単位 千円)

	款			項		金	額
4 繰	越	金					1
			1 繰	越	金		1
5 諸	収	入					1
			1 雑		入		1
	歳	入	合	計			791, 805

款					項						金	額		
1 災	害	救	助	事	業	費								791, 805
							1	救		助		費		745, 445
							2	基	金	積	立	金		46, 360
	厉	支			出			合		計				791, 805

令和6年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和6年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,120,299千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

	款			項		金	額
1 繰	入	金					86, 450
			1 繰	入	金		86, 450
2 繰	越	金					260, 741
			1 繰	越	金		260, 741

(単位 千円)

	款			項		金	額
3 諸	収	入					641, 756
		•	1 貸 付	金 元 利	収入		637, 408
			2 預	金 利	子		5
			3 雑		入		4, 343
4 県		債					131, 352
			1 県		債		131, 352
	歳	入	合	ii i			1, 120, 299

款			項	金	額
1 母子父子寡婦福祉資	金貸付費				1, 120, 299
		1 母子父子	寡婦福祉資金貸付費		1, 120, 299
歳	出	合	計		1, 120, 299

第2表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	131, 352	「母子及び父子並びに寡婦 福祉法」の定めるところに よる。	無利子	「母子及び父子並びに寡婦福祉 法」の定めるところによる。

令和6年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算

令和6年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,706,480千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		6, 588, 008
	1 負 担 金	6, 588, 008
2 諸 収 入		1, 929, 472
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1, 929, 472

(単位 千円)

	款			項		金	額
3 県		債					5, 189, 000
			1 県		債		5, 189, 000
	歳	入	合	計			13, 706, 480

款	項	金額
1 病院機構貸付金事業費		5, 189, 000
	1 病院機構貸付金事業費	5, 189, 000
2 公 債 費		8, 517, 480
	1 公 債 費	8, 517, 480
歳 出	合 計	13, 706, 480

(単位 千円)

	起	債	Ø	目	的			限	度	額	起	債	の	方	法	利	率	償	還の	方	法
																10%以内。	ただし、利	政府資金	について	こはそ	の融通条
																 率見直し方	式で借り入れ	件により	、銀行る	この他	の場合は
																る資金につ	いて、利率の	その債権	者と協気	ぎした	融通条件
病	院機	構	貸	付	金	事	業	5	, 189	, 000	普通	貸借	又は	証券	斧発行			による。	ただし、	県財	政の都合
																	った後におい	により据	置期間を	短縮	し、若し
																ては、当該	見直し後の利	くは繰上	償還又に	は低利	に借り換
																率とする。		えること	ができる	o	

令和6年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ588,054,880千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		186, 314, 115
	1 負 担 金	186, 314, 115
2 国 庫 支 出 金		170, 791, 303
	1 国 庫 負 担 金	131, 902, 920
	2 国 庫 補 助 金	38, 888, 383
3 前 期 高 齢 者 交 付 金		179, 043, 496
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	179, 043, 496

(単位 千円)

款	項	金額
4 共 同 事 業 交 付 金		1, 744, 811
	1 共 同 事 業 交 付 金	1, 744, 811
5 出 産 育 児 交 付 金		27, 528
	1 出 産 育 児 交 付 金	27, 528
6 財 産 収 入		36, 442
	1 財 産 運 用 収 入	36, 442
7 繰 入 金		41, 496, 849
	1 一 般 会 計 繰 入 金	39, 441, 366
	2 基 金 繰 入 金	2, 055, 483
8 繰 越 金		5, 487, 423
	1 繰 越 金	5, 487, 423
9 諸 収 入		3, 112, 913

(単位 千円)

款		項	金	額
	1 雑	入		3, 112, 913
歳	合	≅ -		588, 054, 880

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		588, 054, 880
	1 国民健康保険事業費	588, 054, 880
歳 出	合 計	588, 054, 880

令和6年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

令和6年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,331千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款				項					金	額
1 繰	入	金									1, 414
			1 終	TH()		入			金		1, 414
2 繰	越	金									102,000
			1 終	H.		越			金		102, 000
3 諸	収	入									17, 917
			1 📆	Į	金		利		子		11
			2 🗐	付 付	金	元	利	収	入		17, 906
_	歳	入	合	,	•	計	*	•	•		121, 331

款	項	金額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		119, 331
	1 資 金 貸 付 9	119, 331
2 予 備 費		2,000
	1 予 備	2,000
歳出	合 計	121, 331

令和6年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和6年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,506千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款		項		金	額
1 就農支援資金貸付勘定収入					29, 871
	1 繰	越	金		1
	2 諸	収	入		29, 870
2 就農支援資金業務勘定収入					294
	1 繰	入	金		274
	2 繰	越	金		18
	3 諸	収	入		2

(単位 千円)

款		項		金	額
3 農業改良資金貸付勘定収入					1, 101
	1 繰	越	金		1, 100
	2 諸	収	入		1
4 農業改良資金業務勘定収入					240
	1 繰	越	金		237
	2 諸	収	入		3
歳 入	合	計			31, 506

(単位 千円)

歳出

款	項	金額
1 就農支援資金貸付勘定		29, 871
	1 就農支援資金貸付費	29, 871
2 就農支援資金業務勘定		294
	1 管 理 指 導 事 務 費	284
	2 予 備 費	10
3 農業改良資金貸付勘定		1, 101
	1 農業改良資金貸付費	1, 101
4 農業改良資金業務勘定		240
	1 管 理 指 導 事 務 費	180
	2 予 備 費	60
歳 出	合 計	31, 506

令和6年度埼玉県林業·木材産業改善資金特別会計予算

令和6年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,650千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款			項		金	額
1 貸 付	勘定	収 入					20,000
			1 繰	入	金		20
			2 繰	越	金		12, 484
			3 諸	収	入		7, 496
2 業 務	勘定	収 入					650
			1 繰	越	金		590
			2 諸	収	入		60
	歳	入	合	計			20, 650

	款			項			金	額
1 貸	付	勘	定					20,000
				1 林業・木材	才産業改善資	金貸付費		20,000
2 業	務	勘	定					650
				1 管 理	指 導 事	務費		630
				2 予	備	費		20
	歳		出	合	計			20,650

令和6年度本多静六博士育英事業特別会計予算

令和6年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,283千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款			項		金	額
1 財	産収	入					892
			1 財	産運	用 収 入		892
2 繰	入	金					1
			1 繰	入	金		1
3 繰	越	金					14, 400
			1 繰	越	金		14, 400
4 諸	収	入					24, 990

(単位 千円)

款	項	金額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	24, 989
	2 雑 入	1
歳	合 計	40, 283

款		項	金	額
1 本多静六博士育英事業費				39, 283
	1 本多静六	博士育英事業費		39, 283
2 予 備 費				1,000
	1 予	備費		1,000
歳 出	合	計		40, 283

令和6年度埼玉県用地事業特別会計予算

令和6年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,604,562千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款			項			金	額
1 財	産収	入						1, 853, 963
			1 財	産運	用 収	入		54, 758
			2 財	産売	払 収	入		1, 799, 205
2 繰	入	金						1, 750, 597
			1 繰	入		金		1, 750, 597
3 繰	越	金						1
			1 繰	越	È	金		1

(単位 千円)

款		項		金	額
4 使 用 料 及 び 手 数 料					1
	1 使	用	料		1
歳	合	計			3, 604, 562

歳 出 (単位 千円)

		款							項			金	額
1 用] 4	<u>†</u>	事	業	費								3, 604, 562
						1	用	地	事	業	費		3, 604, 562
		歳		出	l		合		計				3, 604, 562

令和6年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

令和6年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,913,501千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。 (地方債)
- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

	款				項			金	額
1 使	用	料							7, 535, 461
			1 住	宅	使	用	料		7, 535, 461

(単位 千円)

	款			項		金額
2 国	庫 支	出 金				2, 137, 580
			1 国	庫補	助 金	2, 137, 580
3 財	産収	入				43, 422
			1 財	産 運 用	収 入	43, 422
4 繰	入	金				774, 848
			1 繰	入	金	774, 848
5 繰	越	金				1
			1 繰	越	金	1
6 諸	収	入				11, 189
			1 敷	金 運 用	収 入	874
			2 雑		入	10, 315
7 県		債				2, 411, 000
			1 県		債	2, 411, 000
	歳	入	合	計		12, 913, 501

(単位 千円)

歳 出

	款				項			金	額
1 住	宅 事	業費							10, 946, 664
			1 住	宅	管	理	費		8, 072, 479
			2 住	宅	建	設	費		2, 874, 185
2 繰	出	金							570, 125
•			1 繰		出		金		570, 125
3 公	債	費							1, 386, 712
			1 公		債		費		1, 386, 712
4 予	備	費							10,000
			1 予		備		費		10,000
	歳	出	合		計				12, 913, 501

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割 額
1 住 宅 事 業 費	2 住 宅 建 設 費	令和6年度		7 体事業費		645, 821	令和(令和 [']			450, 555 195, 266

(単位 千円)

	起	責 の	目	的			限度額	起債の方法	利率	償還の方法
									10%以内。ただし、利	政府資金についてはその融通条
									 率見直し方式で借り入れ	件により、銀行その他の場合は
									 る資金について、利率の	その債権者と協定した融通条件
公 営	住	宅	建	設	事	業	2, 411, 000	普通貸借又は証券発行	 見直しを行った後におい	による。ただし、県財政の都合
										により据置期間を短縮し、若し
									ては、当該見直し後の利	くは繰上償還又は低利に借り換
									率とする。	えることができる。

令和6年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

令和6年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ689,885千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2 表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

		款					項				金	額
	1 財	産	収	入								9, 969
Î					1 財	産	運	用	収	入		9, 969
	2 繰	入		金								669, 700
					1 繰		J	\		金		669, 700

(単位 千円)

	款			項		金	額
3 繰	越	金					1
			1 繰	越	金		1
4 諸	収	入					10, 215
			1 貸 付	士 金 元 利	収 入		9, 579
			2 預	金 利	子		1
			3 雑		入		635
	歳	入	合	i i			689, 885

歳 出 (単位 千円)

款			項	金	額
1 高等学校等奨	学金事業費				689, 885
		1 高等学	校等奨学金事業費		689, 885
歳	出	合	計		689, 885

第2表 債務負担行為 (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
埼玉県高等学校等奨学金損失補係	賞(令和6年度保証分)	令和64	平度以降	でこの債務の保	高等学校等奨学金の貸 証を行った者がこれを 位弁済額のうち、元金	:行ったことに

令和6年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

令和6年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,639,824千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金額
1 入 場 料 収 入		17, 731
	1 入 場 料 収 入	17, 730
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投票券発売収入		49, 632, 777
	1 投票券発売収入	49, 600, 000
	2 投票券発売副収入	32, 777
3 財 産 収 入		231, 035

(単位 千円)

	款			:	項			金	額
			1 財	産	運用	収	入		231, 034
			2 財	産	売 払	収	入		1
4 繰	越	金							2
			1 繰		越		金		2
5 諸	収	入							758, 279
			1 預	金	禾	J	子		1
			2 収	益	事 業	収	入		758, 277
			3 雑				入		1
	歳	入	合		計				50, 639, 824

(単位 千円)

歳出

			蒜								ij	Į				金	額
1	公	営	競	技	総	務	費										210, 632
								1	公	営	競	技	総	務	費		210, 632
2	公	営	競	技	事	業	費										49, 787, 463
								1	公	営	競	技	事	業	費		49, 787, 463
3	繰			出			金										635, 729
								1	繰			出			金		635, 729
4	予			備			費										6,000
								1	予			備			費		6,000
			歳			出			合			計	-				50, 639, 824

令和6年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病 床 数 120床

2 患 者 数

区	分	入	院	外	来
(1)年間	延患者数		31,400 人		18, 400 人
(2)1日	平均患者数		86		76

3 主なる建設改良事業 79,057 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院 事業 収益 4,108,522千円

第1項 医 業 収 益 1,904,630 千円

第2項 医 業 外 収 益 2,203,892千円

支 出

第1款 病院事業費用 .4, 108, 522 千円 業 費 第1項 医 用 4,060,981 千円 第2項 医 業外費 用 42,541 千円 備 費 5,000 千円 第3項 予

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額51,205千円は、過年度分消費税及び地方 消費税資本的収支調整額31,850千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,647千円及び過年度分損益勘定留保資金12,708千円で補塡す るものとする。)。

	収	入	
第1款 資 本 的 収 入			244,504 千円
第1項 企 業 債			76,000 千円
第2項 他 会 計 負 担 金			168,504 千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出			295,709 千円
第1項 建 設 改 良 費			79,057 千円
第2項 企業債償還金			216,652 千円
(人學生)			

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 76,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

和 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後 の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職 員 給 与 費

2,191,677千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、337,647千円と定める。

令和6年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水	事	業所	数			152 社

(2) 年 間 総 給 水 量 66,855,955 m³

(3) 一日平均給水量 183,167 m³

(4) 主なる建設改良事業 1,260,046 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

1,850,990 千円	益	収	業	事	第1款
1,726,883 千円	益	収	業	営	第1項
124,106 千円	益	外収	業	営	第2項
1 千円	益	利	別	特	第3項

支出

2, 259, 165 千円	費	業	事	第1款
2, 198, 394 千円	用	業費	営	第1項
20,770 千円	用	業 外 費	営	第2項
1 千円	失	別 損	特	第3項
40,000 千円	費	備	予	第4項

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,172,934千円は、当年度分消費税 及び地方消費税資本的収支調整額64,833千円、建設改良積立金420,000千円、減債積立金26,552千円及び過年度分損益勘定留保資金661,549千円で 補塡するものとする。)。

収 入 第1款 本 的 収 入 147,754 千円 第1項 設 補 68,600 千円 第2項 長期貸付金償還金 69,000 千円 第3項 他会計補助金 1,512 千円 第4項 担 8,640 千円 固定資産売却代金 第5項 1 千円 第6項 雑 収 入 1 千円 支 出

第1款 資 本 的 支 出

1,320,688 千円

第1項 建 設 改 良 費

1,294,136 千円

第2項 企業債償還金

26,552 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

	事						項		期	間	限	度	額
柿管	理	木 運	営	净 ·	包	水 括	委	場託	令 和 7 年 令 和 1 1 ⁴	= 度 か ら 年 度 ま で			4, 290, 000
I	業	用	水	道	施	設	委	託	令 和 7	7 年 度			42, 670
工	業	用	水	道	施	設	修	繕	令 和 7 年 令 和 8 年	三度 から 三度まで			1,000

(単位 千円)

		事						項		期			間		限	度	額
工	業	用	水	道	用	薬	묘	購	入	令	和	7	年』	变			15, 709
業 (令	務 和	6	設 年	備 度	契	整約	分	備)	令 和 令 和							3, 774, 000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 289,750 千円

(2) 交 際 費 41 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,496千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,184千円と定める。

令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 団 体 数	55	団体
(2)	年 間 総 給 水 量	621, 775, 000) m³
(3)	一日平均給水量	1, 703, 493	m³
(4)	主なる建設改良事業	34, 097, 126	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	入	収				
46, 288, 777千円			益	火	事	第1款
42,509,644千円			益	業 収	営	第1項
3,779,132千円			益	岸 外 収	営	第2項
1千円			益	別利	特	第3項
	出	支				
50,759,427千円			費	業	事	第1款
48, 192, 610千円			用	業費	営	第1項

 第 2 項
 営
 業
 外
 費
 用
 2,526,816千円

 第 3 項
 特
 別
 損
 失
 1千円

 第 4 項
 予
 備
 費
 40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,676,484千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,617,570千円及び過年度分損益勘定留保資金20,058,914千円で補塡するものとする。)。

	収	入	
第1款 資 本 的 収 入			28, 462, 370千円
第1項 建 設 補 助 金			3,753,806千円
第2項 企 業 債			12, 291, 000千円
第3項 他 会 計 出 資 金			12, 277, 820千円
第4項 他 会 計 補 助 金			137, 264千円
第5項 固定資産売却代金			1千円
第6項 雜 収 入			2,479千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出			50, 138, 854千円
第1項 建 設 改 良 費			35, 196, 443 千円
第2項 企業債償還金			9,553,952千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金			69,000千円

第4項 機構負担年賦金

5,279,459千円

40,000千円

(継続費)

第5項

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

費

(単位 千円)

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割割	頁
							令和6	6年度		43, 4	199
							令和7	7年度		45, 7	761
							令 和 8	8年度		72, 1	112
							令和9	9年度		100, 5	594
							令和1	0年度		163, 5	543
							令和1	1年度		188, 3	390
							令和1	2年度		254, 7	723
1 資本的支出	1 建設改良費	利根川河口出	1, 897, 929	令和1	3年度		233, 7	729			
					令和1	4年度		196, 8	350		
				令和1	5年度		125, 6	361			
							令和1	6年度		79, 4	413
							令和1	7年度		90, 3	317
						令和1	8年度		69, 6	399	
							令和1	9年度		34, 3	324
							令和2	0年度		199, 3	314

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

	事			項		期	間	限	度	額
水	道	施	設	委	託	令 和 7	年 度			755, 610
水	道	施	設	修	繕	令 和 7 年 令 和 8 年				766, 900
水	道	用	菓 品	購	入	令 和 7	年度			2, 913, 887
業 (務 令 和	設 6 年	備 度 契	整 約 分	備)	令 和 7 年 令 和 1 1 年				17, 867, 000
吉(見 浄 水 場 令 和	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	関連整備 度 契	(Ⅲ 期 約 分		令 和 7 年 令 和 8 年				6, 603, 000
建		凯	準		備	令 和 7	年 度			37,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 12,291,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,574,778千円

(2) 交 際 費 536 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、498,846千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、24,428千円と定める。

令和6年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

 (1) 宅 地 売 却 面 積
 204,170 ㎡

 (2) 主なる建設改良事業
 4,691,363 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

				収	入	
第1款	事	業収	益			11,297,624 千円
第1項	営	業収	益			11,269,800 千円
第2項	営	業外収	益			27,823 千円
第3項	特	別 利	益			1 千円
				支	出	
第1款	事	業	費			10,161,672 千円
第1項	営	業費	用			10,107,746 千円
第2項	営	業 外 費	用			33,925 千円

 第3項
 特
 別
 損
 失

 第4項
 予
 備
 費

 20,000
 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,921,715千円は、過年度分損益勘 定留保資金3,921,715千円で補填するものとする。)。

収 入 第1款 資 本 的 収 入 1,276,563 千円 長期貸付金償還金 第1項 1,271,014 千円 第2項 他会計補助金 5,520 千円 第3項 固定資産売却代金 1 千円 第4項 収 入 28 千円 支 出 第1款 資 本 的 支 出 5, 198, 278 千円 第1項 設 改 良 建 4,998,278 千円 費 第2項 予 備 200,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割	額
					令 和 6	471, 674					
	- L	美里甘粕地区産業団地整備事業			1, 812, 057		令 和 7	年 度		492	, 802
1 資本的支出	1 建設改良費					令 和 8	年 度		609	, 339	
					令 和 9	年 度		238	, 242		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 541,235千円

(2) 交 際 費 298 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,996千円である。

令和6年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	流域関連市町数	47	市町
(2)	年 間 総 処 理 水 量	692, 825, 845	m^3
(3)	一日平均処理水量	1, 898, 153	m^3
(4)	主なる建設改良事業	21, 764, 465	千円
(収益的	可収入及び支出)		

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款	事	業	収	益
第1項	営	業	収	益
第2項	営	業	外収	益
第3項	特	品口	和	益

入

収

支 出

第1款 事 業 費 56,831,364 千円 費 第1項 業 用 55,980,482 千円 第2項 業外 789,881 千円 用 第3項 特 別 損 1 千円 失 備 予 費 61,000 千円 第4項

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,789,001千円は、当年度分消費税 及び地方消費税資本的収支調整額213,991千円、減債積立金701,076千円、過年度分損益勘定留保資金2,602,008千円及び当年度分損益勘定留保資 金2,271,926千円で補塡するものとする。)。

収 入 第1款 資 本 的 収 入 25, 284, 435 千円 12,862,325 千円 第1項 設 補 助 6,129,733 千円 設 第2項 建 負 担 金 6,146,000 千円 第3項 企 業 債 4,818 千円 他会計出資金 第4項 141,424 千円 会 計 補 第5項 助金 1 千円 第6項 固定資產売却代金 134 千円 雑 第7項 収 入

第1款 資本的支出

31,073,436 千円

第1項 建 設 改 良 費

25, 375, 481 千円

第2項 企業債償還金

5,697,955 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
荒川左岸南部流域下水道事業	(令和6年度契約分)	令 和 7	年度			809, 000
荒川右岸流域下水道事業(令	和6年度契約分)	令 和 7 年 令 和 8 年				3, 040, 000
中川流域下水道事業(令和6	年度契約分)	令 和 7 年 令 和 8 年				3, 569, 400
古利根川流域下水道事業(令	和 6 年度契約分)	令 和 7 年 令 和 8 年				3, 101, 600

事	項	期	間	限	度	額
荒川上流流域下水道事業(令和6年度契	約分)	令 和 7 年 令 和 8 年				996, 985
市野川流域下水道事業(令和6年度契約	分)	令 和 7	年度			752, 000
利根川右岸流域下水道事業(令和6年度	契約分)	令 和 7 年 令 和 8 年				1, 581, 600
荒川左岸南部流域下水道管渠修繕		令 和 7	年 度			120,000
荒川左岸北部流域下水道処理場修繕		令 和 7	年度			18, 150

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 6,146,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

1,397,368 千円

(2) 交 際 費

300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,328,808千円である。